

秋田県版健康経営優良法人認定制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 健康秋田いきいきアクションプランの核となる働き盛り世代への健康づくりを推進するため、健康経営（従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいう。）に積極的に取り組む法人等を知事が認定し、その取組を支援することにより、県民の主体的な健康づくりの推進と実践的な取組の拡大及び健康寿命日本一の実現を図ることを目的とする。

（「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標である。）

(対象)

第2条 本制度の対象とする「法人等」とは、常時雇用する労働者を1名以上有して、県内において事業活動を行う法人、個人及び団体（国及び地方公共団体を含み、営利・非営利問わない。）その他知事が適当と認める者で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 公的医療保険の適用事業所であること。
- (2) 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと。
- (3) 過去3年間において労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に所属したことがなく、これらの者と関係を有していないこと。

(認定の要件)

第3条 知事は、別表に掲げる要件を全て満たしている法人等を秋田県版健康経営優良法人として認定することができる。

(認定の申請)

第4条 秋田県版健康経営優良法人の認定を受けようとする法人等は、秋田県版健康経営優良法人認定申請書（新規）（様式1号）に秋田県版健康経営優良法人認定制度の前提要件適合に係る誓約書（様式2）、秋田県版健康経営優良法人認定申請評価シート（新規）（様式3号）その他認定に関し必要な書類で知事が指示するものを添えて知事に提出するものとする。

2 申請の時期は、年2回（6月末、12月末）とする。

(認定)

第5条 知事は前条の申請があった場合において、提出された書類等により審査を行い、

要件を満たしていることを確認した上で、これを認定し、秋田県版健康経営優良法人認定証（様式4号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 認定の有効期間は、認定の日から1年間とする。

(調査)

第6条 知事は、本制度の運用に当たり、その職員に必要に応じて健康経営認定法人（第5条に定める認定を受けた法人等をいう。以下同じ。）における取組状況を調査させることができる。

- 2 健康経営認定法人は、前項に定める調査に協力するものとする。

(変更の届出)

第7条 健康経営認定法人は、認定内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に秋田県版健康経営優良法人変更届書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(認定の辞退)

第8条 健康経営認定法人は、健康経営に関する取組を継続できなくなったこと等により、認定を辞退したいときは、速やかに秋田県版健康経営優良法人辞退届書（様式第6号）を提出し、併せて認定証を知事に返納するとともに、ロゴマークの使用を中止するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、健康経営認定法人が要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したときその他健康経営認定法人として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して健康経営認定法人にその旨を通知するものとする。
- 3 認定の取消しを受けた場合、健康経営認定法人は、速やかに認定証を知事に返還するとともに、ロゴマークの使用を中止するものとする。

(認定の更新)

第10条 有効期間を経過した後も、引き続き認定を受けようとする健康経営認定法人は、秋田県版健康経営優良法人認定申請書（更新）（様式第7号）に秋田県版健康経営優良法人認定制度の前提要件適合に係る誓約書（様式2）、秋田県版健康経営優良法人認定申請

評価シート（更新）（様式8号）その他認定に関し必要な書類で知事が指示するものを添えて、有効期間が満了する日の60日前までに知事に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

（健康経営認定法人の公表）

第11条 知事は、第6条の規定による認定、第8条の規定による辞退、第9条第1項の規定による取消し又は第10条第2項の規定による認定の更新をしたときは、当該健康経営認定法人を秋田県のウェブサイトで公表するものとする。

（支援）

第12条 知事は、健康経営認定法人が行う従業員等への健康づくりに関する取組に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 健康経営認定法人が行う健康経営に関する取組を広報すること。
- (2) 健康情報や健康イベント等の情報を提供すること。
- (3) その他健康経営の推進のための支援をすること。

（表彰）

第13条 知事は、健康経営認定法人のうち、その取組実績が優良で他の模範となり、今後も継続した取組が期待できる法人等について、別に定めるところにより表彰する。

（ロゴマークの使用）

第14条 県は健康経営認定法人に電子データでロゴマークを提供し、健康経営認定法人は、当該ロゴマークをウェブサイトや名刺、広告等に使用できるものとする。

2 ロゴマークを使用する健康経営認定法人は、別に定める事項を遵守する。

（個人情報の取扱い）

第15条 県は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報について、適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。